■令和5年度 田園住居地域制度に関する意向調査票■

この回答結果をもって指定を行うわけではありません。

- 問1 田園住居地域に指定された場合、どのような土地利用をお考えですか。 【複数回答可】
 - 1. 農産物直売所、農家レストラン等(床面積 500 ㎡以下、2 階以下) 自家販売用の加工所等
 - 2. 温室、集出荷施設、米麦乾燥施設、貯蔵施設等
 - 3. 農機具収納施設等
 - 4. 農地

5.	その他((よろしければ、	下枠に具体的にご記入ください。)	
				Т

- - 1. 平成3年以前に生産緑地に指定された農地(旧法)
 - 2. 平成 4 年以降に生産緑地に指定され、指定後 30 年経過していない農地(新法)
 - 3. 特定生産緑地
 - 4. 平成 4 年以降に指定され、指定後 30 年経過前に特定生産緑地の指定を 受けなかった農地
 - 5. 生産緑地に指定されていない農地
 - 6. 不明

思わない
わからない

問3 田園住居地域に指定されると、田園住居地域内の農地(生産緑地地区内に関わらず、耕作の目的に供される土地)は原則300㎡以上の開発行為等を行うことができなくなります。 また、300㎡未満の開発行為等は市長の許可が必要となります。 これを踏まえて、土地活用に支障が出てくると思いますか。

こくなります。また、	300㎡未満の開発行為等は市長の許可が必要となります。				
れを踏まえて、土地活用に支障が出てくると思いますか。					
1. 思う					

4.	その他	(よろしければ、	下枠に具他的にご記入ください。)

問 4	過前に 部税地に なは生	れている農地が現在、「平成4年以降に生産緑地に指定され、指定後30年経 特定生産緑地の指定を受けなかった農地」及び「市街化区域農地」であれば一 に変化が生じますが(別紙赤色枠)、生産緑地の中でも「平成3年以前に生産 指定された農地」、「平成4年以降に生産緑地に指定され、指定後30年経過し い農地」及び「特定生産緑地」は、田園住居地域に指定されても税制措置に変 じません(別紙緑色枠)。そのことについて、ご存知であったかお伺いします。 「田園住居地域及び生産緑地制度の規制内容と税制措置の概要」をご覧ください。		
	1. 知	印っていた		
	•	日らなかった		
	3. 2	その他(よろしければ、下枠に具体的にご記入ください。)		
問5		注居地域制度は用途地域 [※] の一種です。所有されている農地が田園住居地域に		
		れると地域内全ての農地に問3の規制等が適用され、市の都市計画として見 行うまで用途地域を変更することはできません。問1~4を踏まえて、改め		
		住居地域の指定についてのお考えをお伺いします。		
	※用途地域:まちづくりのルールの一つで、その地域において建築可能な建物の用途や建蔽率、容積率などめ、住宅、店舗、工場など建物の適正な配置を誘導することにより、良好な市街地を形成するです。なお、東久留米市の定める用途地域等に関する指定基準では、田園住居地域はおおむれ以上の規模とするとされています。			
	1. ‡	- 指定してほしい		
	2. 扌	旨定してほしくない		
	3. 8	ごちらでもない		
	4	その他(よろしければ、下枠に具他的にご記入ください。)		
問 6	よろしに	ければお名前、ご住所、電話番号をご記入ください		
お	名前			
ご1	 住所			
電話	話番号			

意向調査は以上です。

ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒にいれて10月20日(金)までに郵便ポストに投函してください。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。